**予防接種に関する事務における「特定個人情報保護評価」の実施について**

厚 生 委 員 会 資 料

令和4年6月28日

品川区保健所保健予防課

１．本件の趣旨

　特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する者が特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものである。

予防接種に関する事務は特定個人情報を取り扱うため特定個人情報保護評価の対象であり、新型コロナウイルスワクチン接種開始によりその対象人数が30万人を超過したことから、特定個人情報保護評価書（以下、評価書）の策定、区民意見公募、第三者点検などの手続きを要する全項目評価を実施する。

２．評価書の内容

Ⅰ 基本情報 … 事務の内容、使用するシステム等の説明

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

…各種情報ファイルの記録項目、特定個人情報の入手・使用方法、特定個人情報の委託事項・提供事項等の詳細

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

…Ⅱで掲げた項目に対するリスク措置等の対応

Ⅳ その他のリスク対策…自己点検や監査等の対策

Ⅴ 開示請求、問合せ…開示請求先、問い合わせ先等

Ⅵ 評価実施手続…区民意見公募や第三者点検の実施日等

３．スケジュール

令和4年7月11日～31日 区民意見聴取（パブリックコメント）の実施

令和4年8月1日～30日 区民意見を受けて、評価書へ反映

令和4年8月31日　　　 第三者点検

令和4年9月～10月 　　第三者点検を受けて評価書へ反映

令和4年9月～10月 　　区議会へ区民意見聴取・第三者点検結果の報告

令和4年10月　　 　　　個人情報保護委員会へ評価書を提出

令和4年10月　　 　　　評価書・区民意見公募の回答を公表（広報紙等）

４．パブリックコメント概要

（１）公表場所…区の広報紙へ掲載(7月11日号)、品川区ホームページ、保健予防課窓口

（２）意見提出方法…郵便、FAX、品川区ホームページ応募フォーム、保健予防課へ持参

５．根拠法令

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年

法律第27 号)第28 条

・特定個人情報保護評価に関する規則(平成26 年特定個人情報保護委員会規則第1 号)

・特定個人情報保護評価指針(平成26 年特定個人情報保護委員会告示第4 号)